

令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

<～ 専門家派遣のご案内 ～>

相談無料

本会では、労働法制、税制度、民法等の改正やその他の諸制度改正に対応する取組みを行う組合等に対し、社会保険労務士、税理士、弁護士等の専門家を派遣して支援致します！



例えば

(労働法制への対応)

- ・ パワーハラスメント防止対策の義務化 など
各種ハラスメント相談を一元的に受け付ける体制を整備することが必要となり、雇用管理上の措置(防止措置)を講じることが事業主の義務になっています(中小企業は、令和4年3月31日までは努力義務)。

(税制度への対応)

- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し など
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に簡素化されます(令和4年1月1日以降適用)。

電子帳簿等保存 (改正前)

- * 税務署長の事前承認が必要。
- * 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要。

電子帳簿等保存

【改正後】

- * 税務署長による事前承認を廃止。
- * モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、電子データのまま保存することが可能。



(その他の諸制度改正への対応)

- ・ 中小企業等事業再構築促進事業
- ・ 事業承継
- ・ 経営資源の集約化
- ・ 事業継続力強化
- ・ 生産性向上
- ・ デジタル化対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響への対応 など

多様なテーマについて専門家の派遣を行います！

【実施期間】 令和3年12月15日(水)まで(予算がなくなり次第終了。)

【実施回数】 原則1回

【費用】 原則本会が負担します。

【お申込み・お問合せ】

裏面の申込用紙からFAXいただくか、本会組合担当又は商業振興課(TEL:095-826-3201)へご連絡ください。

長崎県中小企業団体中央会

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階
TEL:095-826-3201 FAX:095-821-8056



令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業 申込書

商業振興課 行き

FAX:095-821-8056

※FAXにてお申込みください。おって担当者から日程調整等のご連絡を致します。

組合等名:	ご担当者名:
電話番号:	メールアドレス:

相談内容や希望派遣日等をご記入ください。

【相談内容】(箇条書きで可)

【派遣希望日時】

令和 年 月 日() 時 分～

<備考>

・専門家(候補):

・参加人数:約 名

※事務局記載欄

長崎県中小企業団体中央会